

臨時総会資料 会則改定案

第2章 会 員

	現 行	改正案
第6条	<p>(資 格)</p> <p>1. 正会員 札幌聖心女子学院高等学校卒業生</p> <p>2. 準会員 札幌聖心女子学院を都合により退学し、本人が入会を希望した者</p> <p>3. 名誉会員 本部役員会の議決をもって推薦され、これを承諾した者</p> <p>4. 特別会員 札幌聖心女子学院現教職員</p> <p>5. 物故会員 死亡年月日を明記する</p>	<p>(資 格)</p> <p>1. 正会員 札幌聖心女子学院高等学校卒業生</p> <p>2. 2022年度及び2023年度札幌聖心女子学院中等学校卒業生</p> <p>2. 準会員 札幌聖心女子学院を都合により退学し、本人が入会を希望した者</p> <p>3. 名誉会員 本部役員会の議決をもって推薦され、これを承諾した者</p> <p>4. 特別会員 札幌聖心女子学院現教職員</p> <p>5. 物故会員 死亡年月日を明記する</p>

附 則

	現 行	改定案
	<p>本会則は、昭和54年に効力を発する。昭和59年4月1日に改正する。</p> <p>平成23年4月に改正する。</p> <p>平成25年4月に改正する。</p> <p>平成28年4月に改正する。</p> <p>平成29年4月に改正する。</p> <p>平成31年4月に改正する。</p> <p>令和4年4月に改正する。</p>	<p>本会則は、昭和54年に効力を発する。昭和59年4月1日に改正する。</p> <p>平成23年4月に改正する。</p> <p>平成25年4月に改正する。</p> <p>平成28年4月に改正する。</p> <p>平成29年4月に改正する。</p> <p>平成31年4月に改正する。</p> <p>令和4年4月に改正する。</p> <p>令和5年1月に改正する。</p>